

令和3年6月1日

保護者の皆様
生徒の皆さん

京都市立日吉ヶ丘高等学校
校長 本谷 一

「緊急事態宣言」再延長を踏まえた対応について

平素より、本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、京都府を対象として適用されている緊急事態措置が、令和3年6月20日（日）まで延長されることとなり、教育委員会から、『緊急事態宣言』再延長を踏まえた対応について』の通知がありました。それを受け、本校におきましては、宣言が解除されるまでの期間、以下のように対応することといたしますので、御理解・御協力を賜りますよう、どうぞよろしく申し上げます。

記

1. 通学等での感染リスク低減について（継続）

始業時間を9：00とする時差登校を実施するとともに、45分授業とする対応を継続します。

学校外の活動を含めても20：00までに帰宅できるよう、遅くとも18：30には下校してください。

また、不要不急の外出や、下校時の飲食、感染リスクの高い校外での活動を控えるよう御指導をお願いします。

2. 各教科指導・学校行事等について

(1) コミュニケーション活動、グループで行う実験・実習、合唱及び管楽器演奏などの感染リスクの高い学習活動は、引き続き停止します。

(2) 体育について

- ・可能な限り屋外で実施するとともに、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底します。
- ・授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は実施しません。特定の少人数で活動する際は十分な距離を空けて行います。
- ・気温が高くなる季節になったことから、マスクの着用については、熱中症対策を優先して指導します。

(3) 学校行事、校外活動等について

校外での学習活動は行いません。また、外部講師の招へいは行いません。（学生ボランティア等の職員に準ずる者は除く）また、保護者や外部の方はお招きいたしません。

- ・6月11日（金）に予定していた球技大会は実施せず、9月へ延期する方向で検討します。
- ・6月14日（月）から18日（金）に予定していた三者懇談は、ビデオ会議によるリモートで実施いたします。実施方法は、別途ご案内いたします。なお、保護者の方がビデオ会議で御出席いただくことが難しい場合は、個別に日程を設定するなどの対応をさせていただきます。
- ・6月16日（水）に予定していた3年次生人権学習は実施せず、11月に延期する方向で検討します。

(4) 行事予定の見直し（授業時間の確保）について

短縮授業の実施により実施できなかった授業時間数の確保については、今後、年間行事予定の見直し等により確保できるよう検討を進めて参ります。

3. 部活動について（継続）

(1) 活動は原則校内で2時間以内とするとともに、生徒が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、向き合っの発声や楽器演奏の活動など、感染リスクの高い活動を控えます。ただし緊急事態宣言中に開催される公式戦に出場する場合に限り、事故防止等の観点からこれらの活動を認めますが、感染予防対策を十分に講じた上で、最小限に留めることといたします。

- (2) 体育の授業に準じて、熱中症対策に十分配慮した上で、マスクの着用について指導します。
- (3) 公式戦等への参加については、公式な全国大会・近畿大会・国体及びそれらにつながる大会等に限るとともに、感染対策を徹底し、保護者の同意を得た上で、最小限の参加人数とします。

4. 差別や偏見の防止について

感染した生徒や教職員は、一定期間の療養を経て、他者へ感染させる恐れがないとの医師の診断に基づいて、登校や出勤を許可されます。感染した生徒や教職員に対して、科学的な知見や見解に基づかない偏見や差別がないようにしてください。保護者の皆様にも御理解と御協力をお願いいたします。

5. その他、御家庭での健康観察と体調不良時の対応について

- (1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を「健康観察票」に御記入ください。(ホームページに掲載しています。1ヶ月程度は保管してください。)
また、Google Classroom 経由の健康観察への入力も必ず行ってください。
- (2) 発熱等の風邪症状がみられるなど、感染の恐れがある場合は、学校に連絡の上、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。その場合の欠席は、出席停止として取り扱います。なお、症状が2・3日継続する場合は、通院して検査を受検し、医師の診断を得ていただくようお願いいたします。
- (3) 同居の御家族に風邪等の症状がみられる場合も、学校に連絡の上、登校を控えてください。(御家族が通院することになった場合は、速やかに学校へお知らせください。)その場合の欠席は、出席停止として取り扱います。
- (4) 感染リスク回避のため、保護者の御判断により登校を控える場合は、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があつて、他に手段がない(どうしても自宅にいななければならない)場合などに限って、出席停止として認めることがあります。
- (5) お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関(地域の診療所、病院)に、まず電話で相談してください。

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」

(電話414-5487, 365日24時間受付)に連絡してください。

お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校(電話561-4142)へ御連絡ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

- (6) 御家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校(電話561-4142)へ御連絡いただきますとともに、お子様の登校をお控えください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

◎学校へ連絡する際に、土・日、電話対応時間外の場合は、別途お知らせしている緊急連絡用メールアドレスまでお願いします。

◎臨時休業等の緊急な連絡やその他の重要な連絡を行う場合には、Google Classroom で連絡をさせていただくとともに、ホームページの配布文書にパスワード付で文書を掲載します。閲覧に必要なユーザー名(ID)とパスワードは別途お知らせしているものを入力してください。